

土地利用申出に関する注意事項

見沼田圃で土地の開発及び建築物等の建築を行う場合は、各法令等の手続きを行う前に、下記のとおり土地利用申出書を提出してください。

記

- 1 土地利用申出を行う場合は、別添の土地利用申出書及び別添図書を提出してください。
- 2 土地利用申出書及び別添図書は、1部提出してください。
※令和3年4月より提出部数変更。
- 3 見沼田圃は治水上の観点から、客土の高さを原則として現況地盤面から30cmまでとしています。
- 4 申出前に草刈り等を行い、申出地の現況地盤面がわかるようにしてください。
- 5 申出前に、石杭等の境界を明らかにしてください。
境界杭等が確認できない場合は、隣地との境がわかるようにしてください。
- 6 提出された土地利用申出書は、「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針（平成7年4月1日から施行）」に基づき審査の上、その結果を連絡します。

（問合せ先）

さいたま市みどり公園推進部見沼田圃政策推進課

電話 048-829-1413（直通）

埼玉県企画財政部土地水政策課

見沼田圃・三富地域担当

電話 048-830-2195（直通）

【農地の客土を行う場合（ビニールハウスも含む）の添付図書】

番号	添付図書の名称	縮 尺	明 示 すべき 事 項 等
1	土地利用申出理由書		申出に至った経緯及び理由
2	耕作地に関する証明書		農家証明、耕作地証明等の申出地を耕作していることを証する書面
3	作付計画書		現在の作付状況及び客土後の作付計画
4	委任状		申出の手続きを代理者が行う場合に添付すること
5	土地所有者の同意書		申出書と土地所有者が異なる場合に添付すること
6	隣接土地所有者の同意書		盛土（客土を含む。）を行う場合は隣接土地所有者の同意書を添付すること
7	土地登記簿謄本		申出時以前3か月以内のもの
8	申出地現況写真		2方向以上とすること
9	土地利用区域位置図	50,000分の1以上	土地利用区域（朱書）、方位
10	土地利用区域案内図	1,500分の1以上	土地利用区域（朱書）、方位
11	公図の写し 現況図	600分の1以上	(1) 土地利用区域（朱書）、方位 (2) 土地利用区域の地番、地目 (3) 隣地の地番 (4) 土地利用区域内及び隣接地との高低差
12	土地利用計画図 造成計画平面図	600分の1以上	(1) 土地利用区域（朱書）、方位 (2) 予定建築物その他の工作物の配置及び用途 (3) 土地利用区域内及び隣接地との高低差
13	造成計画断面図	600分の1以上	(1) 土地利用区域内及び隣接地との高低差 (2) 断面は2方向以上とする
14	搬入・搬出土の運搬 経路図	50,000分の1以上	搬入元、搬出先及びその経路を明記する